

特別支援教育 コーナー

「特別支援教育の手引」を活用した 特別支援学級の 教育課程編成のポイント及び教科用図書選定の留意事項

特別支援学級の次年度の教育課程について、協議・編成等を行う時期になりました。教育課程については、既に、夏の教科用図書（以下、「教科書」）の需要数の報告に向けて、検討が行われたところかと思いますが、教育課程編成のポイントや教科書選定の留意事項について確認したいと思います。

教育課程編成のポイント

特別支援教育の大切な視点は、児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等（以下、「障がいの状態等」）により、**学習上又は生活上の困難が異なること**に十分留意して指導にあたることです。教育課程についても、**実態に応じた編成が可能**となっています。



根拠は・・・



保護者等と一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、成長を確認する時期になりましたが、その際に、一人一人の実態に合った教育課程になっているか、**教育課程を評価・改善**していくという視点を忘れないようにしないといけませんね。

<学校教育法施行規則第138条>

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、**特に必要がある場合は、(中略)特別の教育課程によることができる。**

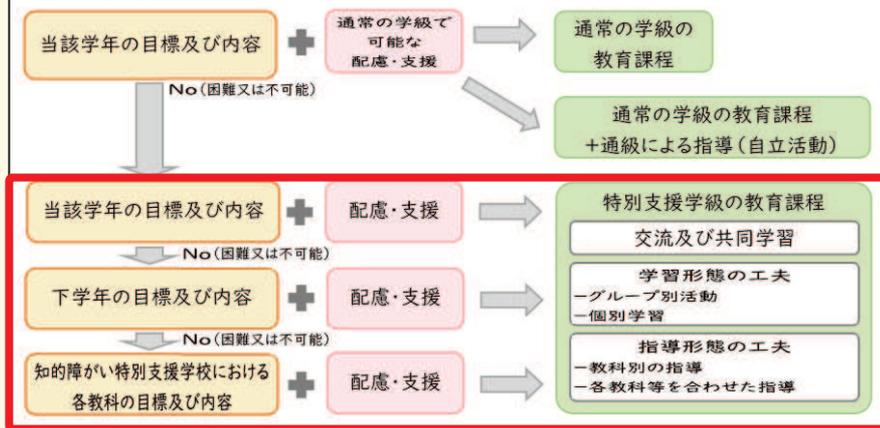


児童生徒の**習得状況や既習事項**を踏まえ、**卒業までに育成を目指す資質・能力**を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極めながら、次年度に向けた教育課程の確認を行うことが大切です。

その際、**保護者等に対する説明責任や指導の継続性の担保の観点から、理由を明らかにして教育課程の編成を工夫**することが重要になります。

「特別支援教育の手引」(令和4年3月改訂)を活用して、教育課程編成のポイントや編成上の留意点等を確認し、次年度に向けた教育課程の評価・改善につなげてください。

<教育課程のイメージ>



「特別支援教育の手引」(令和4年3月改訂) P22より

<要確認!>

特別支援学級の教育課程
P21~31

特別支援教育の手引



習得状況や今後の進路を見据え、各教科の目標や内容を**知的障がい特別支援学校の各教科**に替えた教育課程の編成が可能です。保護者等への説明を丁寧に行うとともに、**小学校・中学校の教育課程と知的障がい特別支援学校の教育課程の基本的事項を理解した上で、適切に編成**しましょう。→P23~

例えば・・・



知的障がい特別支援学校 小学部の各教科

生活 国語
算数 音楽
図画工作 体育

「生活」は小学校1・2年の生活とは目標及び内容が異なります。

理科・社会はありません。

時間割編成に向けて、交流及び共同学習の時間や特別教室の割当てなど、**早い段階から検討を必要とする内容**もあります。**管理職や教務主任等と編成方針について年度内に協議**を行っておくとよいです。→P30~

教科書選定の留意事項

特別支援学級に在籍する児童生徒の使用する教科書において、これまで、過給与・誤報告の事例がありました。過給与や二重給与があった場合、基本的には返納が必要で、これまでも国庫金返還事例が発生しています。教育課程の編成とともに、適切な教科書の選定・給与となるよう確認しましょう。

【誤給与・誤報告の例】



知的代替の教育課程（知的障がい特別支援学校の各教科に替えた教育課程）に係る教科書選定が間違えやすいです。例えば「国語」で知的代替の教育課程を編成している児童生徒に、「国語」と「書写」の教科書をそれぞれ1冊ずつ給与する場合などです。

<使用が認められている教科書>

①検定教科書

小学校用教科書目録

②著作教科書

特別支援学校用教科書目録

③一般図書

絵本など

特別支援学級においては、児童生徒の実態・教育課程に合わせて、「**検定教科書**」「**著作教科書**」「**一般図書**」から選びます。

<知的代替の教育課程を編成している児童生徒>

特別支援学校知的障がい者用には、通称「☆本（ほしぼん）」と呼ばれる「**著作教科書**」があります。教科書を選定する際に、「**検定教科書**」や「**著作教科書**」が適当でない場合は、教科用図書以外の絵本等の「**一般図書**」が、教科書として使用することが認められています。

<小学校・中学校の種目一覧>

小学校		中学校	
国語	書写	国語	書写
社会	地図	社会（地理的分野）	社会（歴史的分野）
算数	理科	社会（公民的分野）	地図
生活	音楽	数学	理科
図画工作	家庭	音楽（一般）	音楽（器楽合奏）
保健	英語	美術	保健体育
道徳		技術・家庭（技術分野）	技術・家庭（家庭分野）
		英語	道徳

小学校・中学校の各教科は種目ごと、知的障がい特別支援学校の各教科は教科ごとに1冊ずつ選びます。

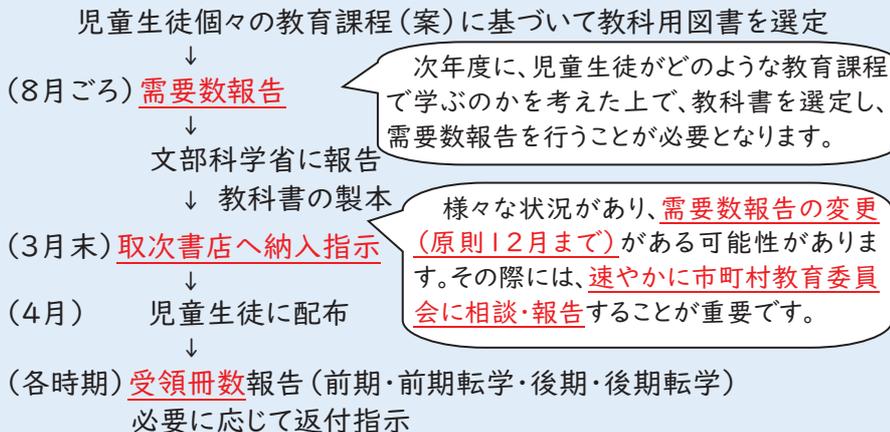
<知的障がい特別支援学校（小学部・中学部）の教科一覧>

小学部		中学部	
生活	国語	国語	社会
算数	音楽	数学	理科
図画工作	体育	音楽	美術
特別の教科 道徳		保健体育	職業・家庭
		特別の教科 道徳	（外国語）

知的代替の教育課程を編成している場合、教科ごとに1冊選ぶので、国語の「**検定教科書**」「**著作教科書**」「**一般図書**」から実態に応じて、1冊選定することになります。

「特別支援教育の手引」（令和4年3月改訂）P32より

【特別支援学級在籍児童生徒の教科書給与 年間のおおまかな流れ】



次年度に、児童生徒がどのような教育課程で学ぶのかを考えた上で、教科書を選定し、需要数報告を行うことが必要となります。

様々な状況があり、**需要数報告の変更（原則12月まで）**がある可能性があります。その際には、**速やかに市町村教育委員会に相談・報告**することが重要です。



「**教科書給与リスト**」を作成し、進級時や進学時に二重給与とならないよう、記録を残しましょう。→P87～

特別支援学級用 教科書給与リスト(小・中・高)

【知的障がい・特別支援学校(以下、「知的」)の志教科】

学年	教科	冊数	備考
1	国語	1	
1	書写	1	
1	社会	1	
1	算数	1	
1	生活	1	
1	図画工作	1	
1	音楽	1	
1	体育	1	
1	道徳	1	
1	特別の教科	1	
1	外国語	1	

一人一人の実態に応じた教育課程編成や教科書選定となっているかを、複数人で確認するなどのチェック体制を構築し、保護者等への説明や時間割編成、教科書給与がスムーズに行われるよう、「特別支援教育の手引」（令和4年3月改訂）を活用して準備を進めましょう。